

現行の資源管理方針等について

資源管理方針に関する検討会
～第4回スケトウダラ太平洋系群～

令和7年8月5日(火)、6日(水)

水産庁

1. 現行の資源管理方針の内容

- (1) 資源管理の目標
- (2) 漁獲シナリオ
- (3) 漁獲可能量の追加

2. 過去の漁獲・管理の状況について

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

項 目	内 容	数 量
最大持続生産量(MSY)		171千トン
目標管理基準値	MSYを達成する親魚量	228千トン
限界管理基準値	親魚量の過去最小値	151千トン
禁漁水準	漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量	25千トン

1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲シナリオ（資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式）

- 令和2年12月、令和2年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、以下の漁獲シナリオをとした。

【令和3年（2021年）から令和5年（2023年）】

TACを17万トンとする（資源評価の結果、当該期間中の漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。）

【令和6年（2024年）から令和13年（2031年）】

- ① 親魚量が10年後（2031年）に目標管理基準値を50パーセント以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、 $\beta = 0.90$ を選択。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、 $\beta = 0.90$ に乗じた値とする。
- ③ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

将来の漁獲量の平均値 単位：千トン

2031年漁期に親魚量が228千トンを上回る確率

	2021	2022	2023	β	2024	2025		2026	2027	2028	2029	2030	2031	
当初3年間 17万トン 固定	170	170	170	1.0	169	168		174	174	173	173	172	172	45%
				0.9	155	160		168	170	170	170	170	170	58%
				0.8	141	150		161	164	166	166	167	167	72%

※表は、令和2年12月に開催した第3回SH会合の資料をもとに作成

1. 現行の資源管理方針の内容

(3) 漁獲可能量の追加 (大量来遊ルール)

● 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 漁獲(沖合底びき網漁業)の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、当該管理年度の漁獲可能量に1万トンを追加する。

① 北海道の道南太平洋海域における当該管理年度の10月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が500トンを超えること。

② 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の11月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が600トンを超えること。

(2) (1)に基づき漁獲可能量に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

① 令和3年(2021年)又は令和4年(2022年)の漁獲可能量に1万トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

② 令和5年(2023年)から令和13年(2031年)までのいずれかの年の漁獲可能量に1万トンを追加した場合

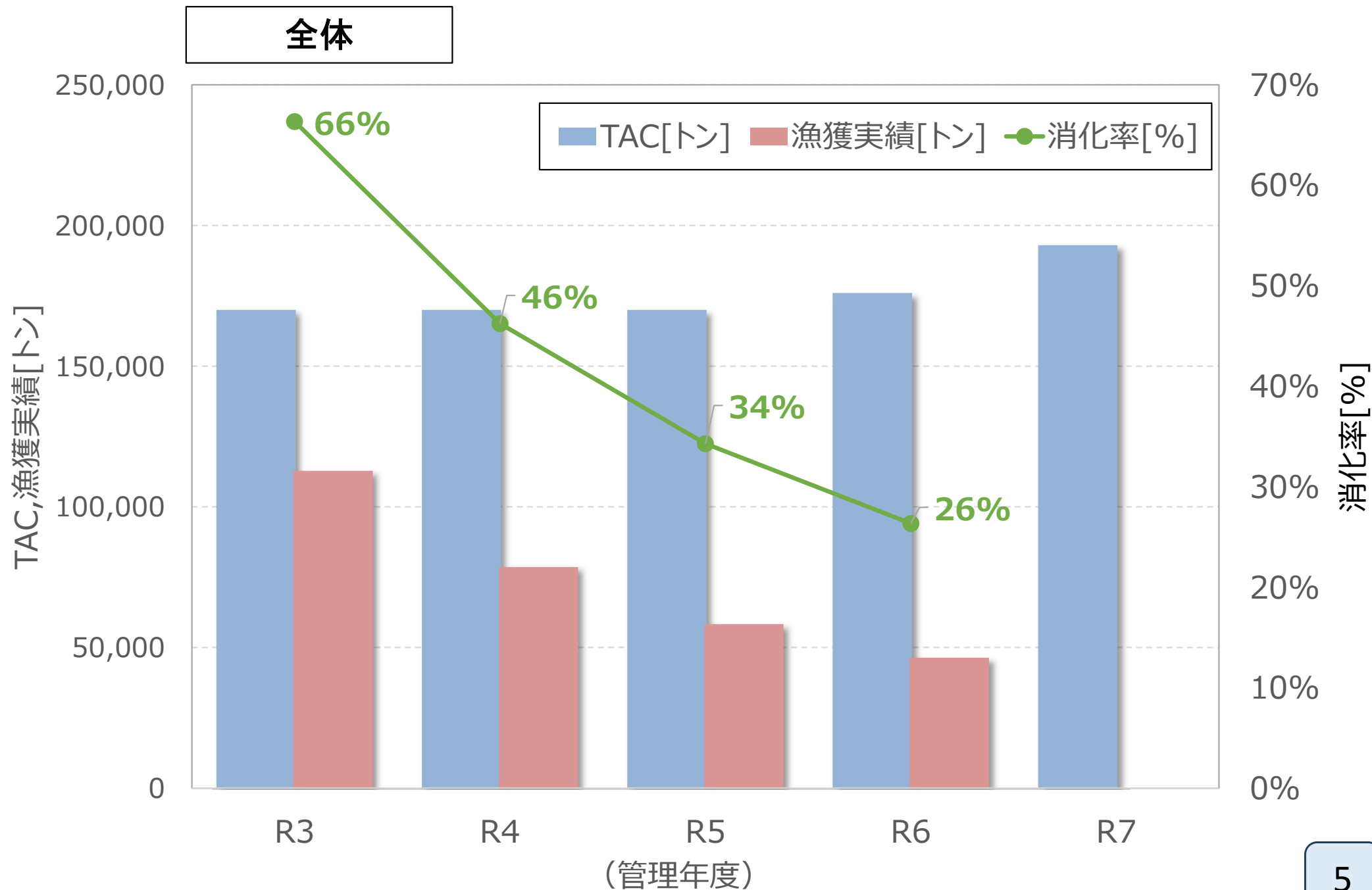
ア 当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

イ 再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量と翌管理年度の漁獲可能量との差分を、翌管理年度の漁獲可能量に追加する。

・道南太平洋海域(東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。

・渡島海区及び胆振海区(令和2年7月8日農林水産省告示第1278号(漁業法第136条第1項の農林水産大臣が定める海区を定める件))に規定される海区をいう。

2. 過去の漁獲・管理の状況について 全体



2. 過去の漁獲・管理の状況について 数量明示

